

「美しい国クラブ」会則

(2013/08/ 改訂)

第1条 (名称、所在地)

この会は、「美しい国クラブ」と称し事務所をクラブハウス内に置く

第2条 (目的)

この会は「美しい国(憲章)」の精神を遵守し、「美しい国」に安心して来荘し、保養できる、魅力ある別荘地作りを目指して活動する。

第3条 (活動)

1. 会の目的を達成するための活動。
2. 会員相互の交流活動。
3. 会報 (Dear Friends) の発行。
4. ボランティア活動の推進。
5. 環境保全の推進。
6. その他

第4条 (会員)

「美しい国」のオーナーおよび居住者で、会の趣旨に賛同する者とする。

第5条 (会費)

会費は¥2,000/年とし、指定する期日まで納入するものとする。

但し、5月1日以降の入会については、当該年度の年会費を免除する。

第6条 (入、退会)

1. 入会は、所定の加入申込書を提出するものとする。
2. 退会時は会にその旨を通知する。この場合、既納の会費は返還しない。
3. 会費を2年以上滞納した時退会したものとみなす。

第7条 (役員および定員)

この会には次の役員をおく。

代表1名、会計 1名、会計監査 1名、その他役員

第8条 (選任と任期)

1. 役員は、総会において、会員の推薦を受けた会員の中から原則として議決によって選任する。
2. 役員の担当任務は、役員間の互選とする。
3. 役員の任期は1期とする。ただし再選を妨げない。

第9条 (役員の仕事)

1. 代表は会を代表する
2. その他役員は活動の企画、立案を担当する。
3. 会計はこの会の会計全般を担当する。
4. 会計監査はこの会の会計内容を監査し総会および役員会に報告する。

第10条の1 (役員会)

役員会は役員全員によって構成され、総会および役員会の決定にそってこの会の一切の業務を行う。

第10条の2 (事務局)

役員会のもとに事務局をおき、会の活動、事務を処理する。

第10条の3 (活動部門)

役員会は活動、業務遂行上、次の活動部門をおく。これらの活動部門は役員会で必要に応じて改変を行なうことができる。

1. 定期連絡会：IP管理(株)と美しい国管理運営についての検討。

2. イベント：会員相互の親睦を図る。
3. 広 報：美しの国クラブ会員相互の情報交換と会の活性化を図る。
4. 環 境：浄化槽をはじめ美しの国のよりよい生活環境と自然環境の推進を図る。
5. 総 務：別荘に係わる法規定、管理規約、温泉給湯契約、温泉供給規定、地域自治会や地域自治センター、警察署、消防署、森林組合、漁業協同組合等との係わり。
6. 施 設：別荘内の諸施設のメンテナンス、新設、改廃に関する案件。

第11条（オブザーバー）

特定のプロジェクトを効果的に推進するために、会長は役員会に諮り会員をオブザーバーに任命することができる。任命されたオブザーバーは役員会に出席できる。

第12条（会議）

会議は次のとおりとし、その際議事内容を記録する。

1. 定例総会は、年1回開催する。
2. 定例役員会は、年5回開催する。
3. 必要に応じて、臨時総会、臨時役員会を開催する。

第13条（召集、議決）

1. 総会は役員会において日時、場所、議題を定めて召集する。
2. 総会は原則として1/2以上の出席(委任状を含む)により成立し、決議は出席会員の過半数の同意をもって決定し、可否同数の時は議長が決めるところとする。

第14条（議決権の委任）

会員が総会に出席できないときは委任状をもって会員家族または他の会員に委任する事ができる。

第15条（会計年度）

会計年度は、毎年7月1日に始まり6月30日に終わる。

第16条（会計監査）

この会のすべての財産および会計収支状況は会計監査を経た上決算報告をもって総会に報告しなければならない。

第17条（アドバイザー）

役員外にアドバイザーを設け、会の活動に関して助言を求めることができる。
アドバイザーは必要のあるとき役員会に出席できる。

- 付則
1. この会に定めのない事柄で必要と思われる事項の処理は、そのつど役員会に諮り決める事とする。この場合次期総会に報告する。
 2. この会則は制定・改訂日から施行する。

以上

改訂の経緯：

2003,12,01 改訂、2004,08,14 改訂、2005,08,13 改訂、2007,08,11 改訂、2012,08、2013,8 改定